（廃止措置の終了の確認の基準）

第十六条の十一　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質の譲渡しが完了していること。

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設（船舶にあつては、廃止措置対象施設のうち附帯陸上施設の敷地に係る土壌並びに船体及び当該附帯陸上施設の敷地に残存する施設）が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四　［略］

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二　第十六条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第十六条の七第一項	［略］	［略］
	前条第一項第四号から第九号まで	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで
［略］	［略］	［略］
第十六条の九	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第五項
第十六条の十第一項及び前条	［略］	［略］

（別記）

様式第２の２　（第20条関係）

（表　　面）

［略］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［略］

第37条　［略］

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第57条第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（廃止措置の終了の確認の基準）

第十六条の十一　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質が譲り渡されていること。

二　残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。

三　核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。

四　［同上］

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二　第十六条の六から第十六条の八まで及び第十六条の十の規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第十六条の七第一項	［同上］	［同上］
	前条第一項各号	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項各号
［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第十六条の十第一項	［同上］	［同上］

（別記）

様式第２の２　（第20条関係）

（表　　面）

［同上］

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［同上］

第37条　［同上］

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第56条の３第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者